



リンク	TOP	MPD
S・A	3	3

衆議院の解散

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ(憲法7条)。

三 衆議院を解散すること。

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない(憲法69条)。

概要

1 意義

任期満了前に全議員の身分を失わせる行為をいう。衆議院についてのみ認められ、参議院については認められていない。

衆議院の解散は、国民の意思を反映した新たな国会と新たな内閣を構成する契機となるため、権力分立を図る制度であるという以上に、主権者としての国民の意思を立法府と行政府に反映させるための民主主義的制度といえます。



2 効果

- ① 衆議院議員全員がその身分を失う。② 参議院も同時に閉会となる(憲法54条2項)。
- ③ 内閣も期限付きで総辞職する(憲法54条1項、70条)。

知得メモ

参議院閉会・内閣総辞職の根拠

【参議院閉会の根拠】憲法は、両院制を採用している(両議院同時活動の原則)。閉会時において国の緊急の必要があれば、内閣は参議院の緊急集会の開催を要求することができる(憲法54条2項但書)。

【内閣総辞職の根拠】衆議院解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙が行われる。そして、総選挙の日から30日以内に国会(特別会)が召集され(憲法54条1項)、内閣は特別会の召集があったときは、総辞職しなければならない(憲法70条)。

議院内閣制では、内閣は国会の信任の上に存立するから、新しい国会が召集されたら内閣は総辞職し、新しい内閣が組閣されなければならない。

解散権

1 所在・根拠

衆議院の解散は、天皇の国事行為であり、形式的な解散権は天皇に帰属する(憲法7条3号)。しかし、天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要とされることから、解散の実質的決定権は内閣にあると解される。

2 行使の限界

衆議院を解散できるのは、次に挙げる場合等、国民に対して真を問う必要性がある場合でなければならない。

- (1) 衆議院で内閣不信任決議案が可決、又は内閣信任決議案が否決された場合(憲法69条)
- (2) 内閣の重要案件(法律案、予算案等)が国会で否決又は審議未了の場合
- (3) 政界再編成等により内閣の性格が基本的に変わった場合
- (4) 総選挙の争点ではなかった新たな国政の重要課題に対処する場合

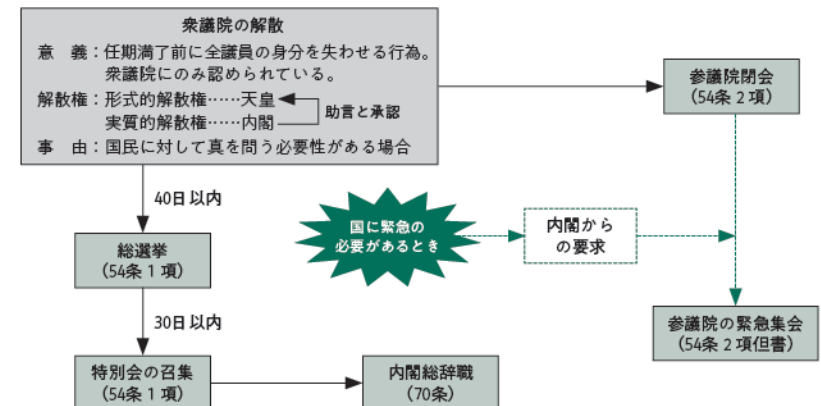
衆議院自身による自律的解散は、多数決によって解散に反対の少数議員の身分を剥奪することとなり、独裁支配につながる危険があることから許されません。



解散権に対する司法審査の可否

衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるから、解散について法律上その有効無効を審査することは、司法裁判所の権限外である(最判昭35.6.8 苫米地事件)。

【衆議院の解散まとめ】





マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 **4**、TOP・MPDの論文 **3** とリンク！



逃走被疑者の刑責

勾留中の被疑者甲を警察車両にて単独護送中、当該車両が赤信号で停車していた際、後方からトラックに追突される交通事故が発生した。甲は、事故に乗じて警戒の隙を突き、逃走を図ったが、事故から約2分後、200メートルほど離れた場所で追跡した護送員により確保された。



問 この場合における甲の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡